

中小企業・小規模事業者の皆さまを支援します !!

東京働き方改革推進支援センター

「働き方改革推進支援センター」は、働き方改革関連法に関する相談のほか、労働時間管理のノウハウや賃金制度の見直し、就業規則の作成方法、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』『賃金引上げ』に関連する様々なご相談に対応します。

働き方改革関連法が2019年4月1日から順次施行されます

時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、**臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満**（休日労働含む）、**複数月平均80時間**（休日労働含む）を限度に設定する必要があります。

年次有給休暇の確実な取得が必要です！

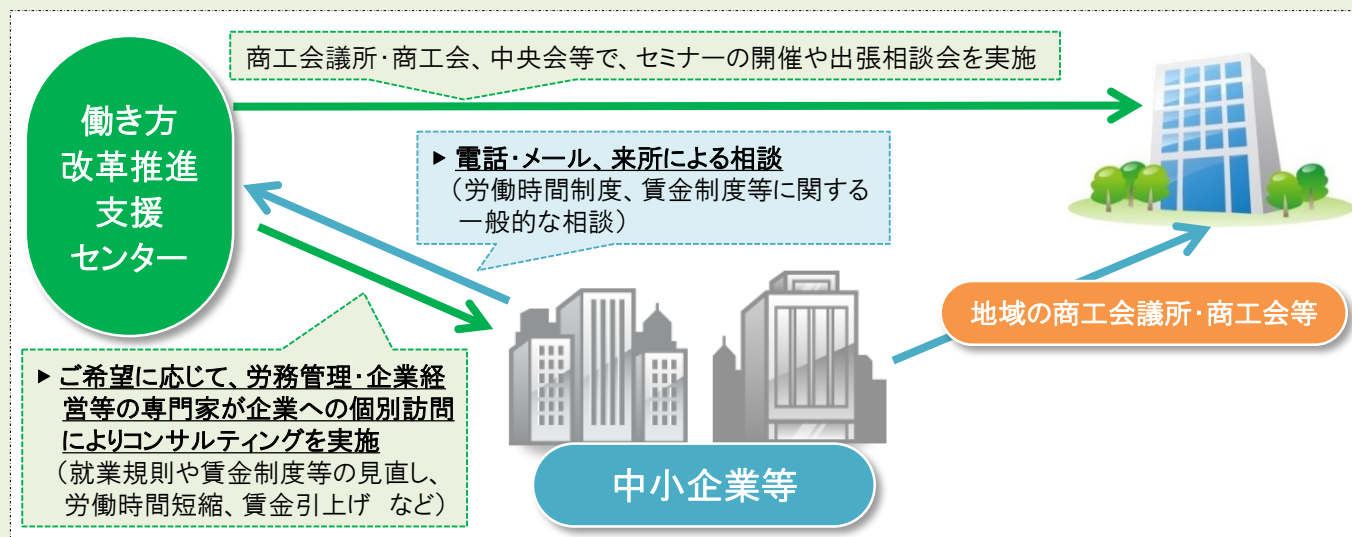
使用者は、**10日以上**の年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、**毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える**必要があります。

正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の**不合理な待遇差が禁止**されます！

同一企業内において、**正規雇用労働者と非正規雇用労働者**（パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者）の間で、**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止**されます。

最低賃金の引上げが行われます

東京都最低賃金が平成30年10月1日から**985円**となります！



相談窓口

● 東京働き方改革推進支援センター ● 東京働き方改革推進支援センター 立川分室
〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8 〒190-0023 東京都立川市柴崎町2-2-23 第2高島ビル5階

フリーダイヤル **0120-662-556** (センター・分室共通)

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（厚生労働省東京労働局委託事業）

東京働き方改革推進支援センター ご利用案内

費用 **無料**

相談日・時間

平日午前9時～午後5時（祝祭日・年末年始を除く）

相談窓口

●東京働き方改革推進支援センター

〒102-0084

東京都千代田区二番町9-8 中労基協ビル4階

- ・地下鉄有楽町線 麹町駅 4番出口 徒歩4分
- ・JR四ツ谷駅 麹町口 徒歩8分

●東京働き方改革推進支援センター 立川分室

〒190-0023

東京都立川市柴崎町2-2-23 第2高島ビル5階

- ・JR中央線 立川駅 南口 徒歩4分



相談方法

- 電話：フリーダイヤル **0120-662-556** におかけください。
- メール：東基連ホームページの「東京働き方改革推進支援センター」をご覧ください。
http://www.toukiren.or.jp/kaikaku_tokyo.html
- 来所：}
- 訪問：} 相談申込書にご記入いただきFAXにてお申込みください。

「東京働き方改革推進支援センター」相談申込書

相談方法 □にレ点	<input type="checkbox"/> センターへの来所	<input type="checkbox"/> 立川分室への来所	<input type="checkbox"/> 会社への訪問			
会社名						
所在地						
担当者名		職名				
連絡先	電話					
	FAX					
	メール					
来所/訪問 希望日時	第1希望	年	月	日	午前・午後	時
	第2希望	年	月	日	午前・午後	時
相談内容						

FAX送信先：**03-6380-8405**

FAX番号をお間違えのないようご注意ください

東京労働局委託事業：公益社団法人東京労働基準協会連合会（東基連）受託